

渋谷区介護職員宿舎借り上げ支援事業

申請時は、必ず手引き
をご確認ください

■ 事業の目的

- ・介護職員宿舎の借り上げを支援して、働きやすい職場環境を実現し介護人材の確保定着を図ること
- ・事業所による防災の取組を計画的に進め、地域の災害福祉拠点として災害時の迅速な対応を推進すること

■ 対象法人

- ・以下の対象要件①～⑤のいずれかに該当する区内地域密着型サービス事業所を運営する法人
- ・以下の対象要件①～③のいずれかに該当する区が設置する事業所（指定管理を含む）を運営する法人

■ 対象要件・助成基準額等^{※1}

要件番号	内容	助成基準額 (宿舎1戸あたり)	助成率 ^{※4}
①	福祉避難所 ^{※2} の指定を受け、又は渋谷区と災害時応援協定を締結し、かつ災害対応要員を配置している事業所	月 82,000 円	7/8
②	夜勤の介護職員が配置されており、非常災害時の地域住民受入計画が区から承認されている事業所	月 82,000 円	7/8
③	災害対応要員を配置している事業所	月 58,000 円	7/8
④	災害時協定 ^{※3} を締結し、かつ災害対応要員を配置している事業所	月 82,000 円	7/8
⑤	災害要件なし (①～④に該当しない事業所)	月 82,000 円	1/2

※1 ①～④は、借り上げている宿舎が事業所の周辺（半径 10km 圏内）にあることが必須要件

※2 高齢者などの要配慮者のために特別の配慮がなされた避難所

※3 「利用者の安否確認及び避難所等での介護サービスの提供を行う災害時協定」又は「利用者の安否確認及び避難所等での誘導を行う災害時協定」のいずれか

※4 助成対象経費と助成基準額を比較し、少ない方の額に助成率を乗じる

■ 対象入居者

対象事業所に勤務する介護職員及びサービス提供責任者、生活相談員であり、かつ、要件①～④においては、災害対策上の業務に従事する者（当該事業所の運営に携わる法人の役員除く）

■ 助成上限戸数

- ・要件①、②：①、②に該当する事業所の利用定員数の合計に応じて上限戸数を設定（詳細は手引きをご確認ください）
- ・要件③～⑤：1 対象事業所につき4戸

なお、次に掲げる外国人介護職員に係る戸数は助成上限戸数の対象としない。

ただし、在留資格を確認できる書類を申請期限内に提出した場合に限る。

- (1) 出入国管理及び難民認定法 別表第1の2の表に定める在留資格「介護」を有する者
- (2) 入管法別表第1の2の表に定める在留資格「特定技能」を有する者（特定産業分野「介護」に限る）
- (3) 入管法別表第1の2の表に定める在留資格「技能実習」を有する者（職種名「介護」に限る）
- (4) 入管法別表第1の4の表に定める在留資格「留学」を有する者（資格外活動許可を取得している者に限る）
- (5) 入管法別表第1の5の表に定める在留資格「特定活動」を有する者（経済連携協定に基づく外国人介護福祉士候補者及び外国人介護福祉士に限る）

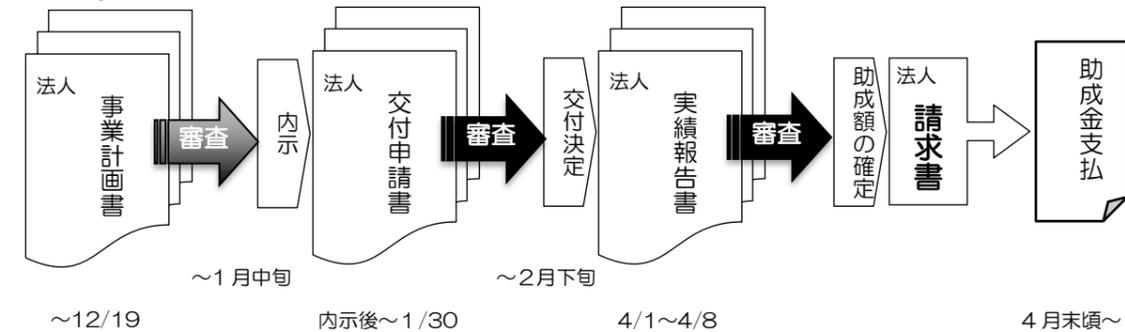
■ 助成対象期間

・新規に助成を受ける場合、助成期間開始日は以下(1)から(4)のうち一番遅い日からとなる。

- (1) 対象入居者の採用日（入職日）
- (2) 賃貸借契約書の契約期間開始日
- (3) 住民票に記載されている住居日（転入日、転居日等）
- (4) 要件①②④において、要件を満たした日（協定締結日等）

・同一の職員が利用できるのは、助成開始年度を含めて最大 10 年まで

■ スケジュール



■ 書類提出先及び問い合わせ先

渋谷区役所 福祉部 介護保険課
事業所支援主査 宿舎借り上げ支援事業担当
電話：03-3464-8003
FAX：03-5458-4934